

理 由 書

本市では、新総合計画における「環境を守り自然と調和したまちづくり」の中で、「多摩丘陵の緑の保全と育成」を重要な施策に、市民の理解と協力により、まとまりのある緑の保全に努めています。また、平成20年3月に改定した「緑の基本計画」においては、市域の骨格を形成する多摩丘陵を始めとする自然的環境資源の保全を着実に進めていくこととしており、市域に残る樹林地のうち、無秩序な市街化を防止するための緑地、社寺林、風致景観に優れている緑地、動植物の生息地として保全を図る緑地などについて、「都市緑地法」に基づく特別緑地保全地区、「川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づく緑の保全地域などの制度を活用しながら、市域に残された貴重な樹林地の保全を進めています。

本案のうち、「水沢特別緑地保全地区」は、宮前区水沢2丁目地内の市街化区域内に位置し、近接する菅生緑地の緑と連担し合い、広域的な緑のネットワークを形成する緑地となっています。また、この緑地は、宅地化が進行する本区域周辺において貴重な風致・景観の構成要素となっています。

「久末竈場谷特別緑地保全地区」は、高津区久末字竈場谷地内の市街化区域内に位置し、地域の広域的な緑のネットワークを形成する緑地となっています。また、この緑地は、宅地化が進行する当地区周辺において貴重な風致・景観の構成要素となっています。

以上のことから、都市緑地法第12条第1項第3号イに該当し、かつ、住民の健全な生活環境を確保するために必要なものとして、都市計画変更をしようとするものです。